

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全国労災病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 5 月 29 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

夏季一時金等

平成 27 年 5 月 28 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北 海 道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青 森 県	青森労災病院
秋 田 県	秋田労災病院
宮 城 県	東北労災病院
福 島 県	福島労災病院
千 葉 県	千葉労災病院
東 京 都	東京労災病院

神奈川	県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山	県	富山労災病院
静岡	県	浜松労災病院
愛知	県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪	府	大阪労災病院
兵庫	県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山	県	和歌山労災病院
鳥取	県	山陰労災病院
岡山	県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島	県	中国労災病院
山口	県	山口労災病院
香川	県	香川労災病院
愛媛	県	愛媛労災病院
福岡	県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎	県	長崎労災病院
熊本	県	熊本労災病院